

# 循環型社会を形成するための法体系

環境基本法

H6.8完全施行

環境基本計画

H24.4 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法) H13.1完全施行

社会の物質循環の確保  
天然資源の消費の抑制  
環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画:国他の計画の基本

H.15・3 公表  
H.30・6 全面改正

< 廃棄物の適正処理 >

< 再生利用の推進 >

廃棄物処理法

H.29・6  
一部改正

- ①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

H13.4  
全面改正施行

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

リデュース  
リサイクル → リユース  
リサイクル  
(1R) (3R)

〔 素材に着目した包括的な法制度 〕

プラスチック資源循環法

R3.6 公布

〔 個別物品の特性に応じた規制 〕

容器包装  
リサイクル法



H12.4  
完全施行  
H18.6  
一部改正

〔 びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等 〕

家電  
リサイクル法



H13.4  
完全施行

〔 エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機 〕

食品  
リサイクル法



H13.5  
完全施行  
H19.6  
一部改正

〔 食品残さ 〕

建設  
リサイクル法



H14.5  
完全施行

〔 木材、コンクリート、アスファルト 〕

自動車  
リサイクル法



H17.1  
本格施行

〔 自動車 〕

小型家電  
リサイクル法



H25.4  
施行

〔 小型電子機器等 〕

グリーン購入法(国が率先して再生品などの調達を推進) H13.4 完全施行

※この他、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」がある。

(H30.6公布 未施行)